

種 別		報 酬 額			
		基 本 報 酬		手 続 報 酬	
登記又は供託に関する申請、審査請求又は抵当証券の交付の手續の代理	所有権の登記	1. 保存	課税標準価格 1000万円まで	5870 円	1 件 4900 円
			1000万円～1億円 1000万円までごと	2420 円	
			1億円～ 1000万円までごと	1740 円	
		2. 移転	課税標準価格 500万円まで	13060 円	
	500万円～1000万		15480 円		
	1000万円～1億円 1000万円までごと		2420 円		
		1億円～ 1000万円までごと	1740 円		
		3. 更正、抹消、その他	9460 円		
		4. 名義人表示変更、更正	3610 円	1 件 2400 円	
	所有権以外の登記	1. 用益権又は担保権の設定若しくは債権額の増加(鉱害賠償登録を含む)	課税標準価格 500万円まで	11210 円	
1000万円まで			13640 円		
5000万円まで			19660 円		
1億円まで			25580 円		
	1億円～ 1億円までごとに	7180 円			
	2. 処分、移転	8300 円			
	3. 変更、更正、抹消、その他	4780 円	1 件 2400 円		
	4. 名義人表示変更、更正	3610 円			
	備考				
	[1] 課税標準価格により報酬額を算出する不動産の登記について、課税標準価格のない場合の報酬額は、課税標準価格を50				
	[2] 船舶・農業用動産抵当・建設機械・企業担保権に関する登記及び鉱害賠償登録に関する登記の報酬額は、不動産登記の				
	[3] ①不動産登記法第74条第2項の規定による区分建物の所有権保存の登記について				
	敷地権の移転の登記たる効力があるものにあつては、9160円以上11260円以下			9610 円	
	その他のものにあつては、3590円以上4170円以下を加算する。			3590 円	
	②区分建物の所有権移転の登記については、				
	敷地権の移転の登記たる効力があるものに限り、9610円以上11260円以下を加算する。			9610 円	
	[4] 不動産の登記で不動産の個数が1個を超える分については、1個について970円を加算する。				
	[5] 依頼者の要請により、関係当事者の会する場に出席し、相互に関連する申請手続きの説明、申請内容の確認、登記申請				
	申請意思の確認等を行う連件一括処理事案(例えば、既登記担保権の解除、所有権移転、新担保権の設定)を受託した				
	個々の事件の基本報酬と手續報酬の合計額に、さらに15%以内の金額を加算することができる。			15 %	
財団	1. 所有権保存		54900 円	1 件 4900 円	
	2. 合併、分割		23830 円		
	3. 目録の変更		12380 円		
抵当証券交付			42960 円	1 件 4900 円	